

令和6年2月17日(土)～3月17日(日)に行われる予定の令和5年度第2回試験に關しまして、本書の内容に影響のある「旅客自動車運送事業運輸規則(運輸規則)」(令和5年4月1日施行)、「道路交通法」(令和5年7月1日施行等)などの法改正がありました。

今回の改正は、自動車の自動運転化に対応する改正がメインとなり、特に「特定自動運行保安員」という新しい運行スタッフが定義されたことで、多くの場所で記述の変更が生じます。

#### ■特定自動運行保安員とは？

自動運転にはレベルが設定され、レベル4以上の自動運転では、自動車の操作を担当する者が当該自動車に乗車せずに、離れた場所から運行を監視することができます。  
このように自動運転される自動車に乗車又は遠隔操作によって自動運転を監視する人のことを「特定自動運行保安員」といいます。

この特定自動運行保安員が新設されたことで、従来は運転者のみを対象としていた多くの規定が「運転者又は特定自動運行保安員」(＝運転者等)を対象とすることとなり、また、従来は運転者と運行業務を補助する従業員のみを対象としていた多くの規定が「運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員」(＝乗務員等)を対象とすることとなりました。

さらに、従来は運転者のみを対象とする規定などにおいて「乗務」とされていた文言が、特定自動運行保安員も対象とすることで「業務」になるといった用語変更が行われています。

これらの変更点をすべて掲載することは、お手元の書籍の確認・修正作業が非常に煩雑になり、また、以下の問題のように出題意図及び正否には、直接の影響はありません。

#### 〔例：令和2年度 CBT 問6〕

1. 事業者は、乗務員等が有効に利用することができるように、営業所、自動車車庫等に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合は睡眠に必要な施設を整備しなければならない。ただし、乗務員等が実際に睡眠を必要とする場所に設けられていない施設は、有効に利用することができる施設には該当しない。

答 ○

前掲の問題では、改正により問題文に「乗務員→乗務員等」という変更が生じますが、問われている内容は、休憩・睡眠施設について、事業者の行うべき内容が問われており、その施設の利用者が「乗務員」であるか、特定自動運行保安員を含めた「乗務員等」であるかという点は、本問の正誤の判断に影響しません。

よって、今回の改正点につきましては、このような変更点をすべて紹介することなく、お手元の書籍について、特に追加・修正しておくべきと考えられる点のみを公表いたします。  
ご容赦ください。

なお、全ての規定についてではありませんが、**主な用語の変更点**は以下のものです。

■**主な用語の変更点**（規定の対象に特定自動運行保安員を含むこととなるため）

- ・運転者 → 運転者等      ～なお、「運転者台帳」は「運転者等台帳」となる。
- ・乗務員 → 乗務員等
- ・乗務 → 業務    もしくは 運行の業務に従事、など  
                                 ～なお、「乗務記録」は「業務記録」となる。
- ・運転 → 運行                      ～なお、「運転基準図」は「運行基準図」となる。

■**特に追加・修正しておくべきと考えられる改正点**（お手元の書籍のご修正のお願い）

■**正答・解説 p.48（令和2年度第1回問5肢3）**

【変更前】 ...電話、ファクシミリ装置その他適当な方法…

↓

【変更後】 ...電話その他適当な方法…

■**正答・解説 p.12（令和3年度 CBT 問24）、p.63（令和元年度第1回問4）、p.78（平成30年度第2回問4）、p.108（平成29年第2回問4）**

【変更前】

…旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面…

- 1 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認
- 2 酒気帯びの有無
- 3 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

↓

【変更後】

…旅客自動車運送事業者は、運行の業務に従事しようとする運転者等に対し、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法…

- ① 車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による点検の実施又はその確認
- ② 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- ③ 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- ④ 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

■正答・解説 p.12（令和 3 年度 CBT 問 24）、p.63（令和元年度第 1 回問 4）、p.108（平成 29 年度第 2 回問 4）

【変更前】

…長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して、…運行の状況並びに、睡眠不足その他の理由により…

↓

【変更後】

…長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して、…運行の状況並びに運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により…

ここでのポイントは「①酒気帯びの有無」及び「②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」については、運転者に対してのみ確認等が求められることと、特定自動運行保安員に対する確認等の事項（上記青字④）が追加されていることです。

■問題 p.17（令和 3 年度 CBT 問 4 肢 2）、p.51（令和 2 年度 CBT 問 4 肢 2）、p.189（平成 30 年度第 2 回問 4 肢 2）

【変更前】

乗務終了後の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。…

↓

【変更後】

業務終了後の点呼は、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。…

■問題 p.50 (令和2年度 CBT 問3肢2)、p.222 (平成30年度第1回問3肢2)

【変更前】

…長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して、…

↓

【変更後】

…長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して、…

■正答・解説 p.1 (令和3年度 CBT 問3)

【変更前】

1. 運輸規則第48条第1項第16号…
2. …なお、運輸規則第48条第1項第18号…
3. 運輸規則第38条第5項…

↓

【変更後】

1. 運輸規則第48条第1項第17項
2. …なお、運輸規則第48条第1項第19号
3. 運輸規則第38条第6項

■正答・解説 p.18 (令和2年度 CBT 問3肢3)

【変更前】

運輸規則第48条第1項第16号の2

↓

【変更後】

運輸規則第48条第1項第17号の2

■正答・解説 p.32 (令和2年度第2回問2肢3)

【変更前】

運輸規則…及び第38条第4項

↓

【変更後】

運輸規則…及び第38条第5項

■正答・解説 p.62 (令和元年度第 1 回問 2 肢 1)

【変更前】 運輸規則第 38 条第 5 項 → 【変更後】 運輸規則第 38 条第 6 項

■正答・解説 p.77 (平成 30 年度第 2 回問 3 肢 1)

【変更前】

運輸規則第 48 条第 1 項第 16 号の 2

↓

【変更後】

1. 運輸規則第 48 条第 1 項第 17 号の 2

■問題 p.28 (令和 3 年度 CBT 問 15 肢 3)、p.127 (令和 2 年度第 1 回問 14 肢 3)、  
p.266 (平成 29 年度第 2 回問 13 肢 3)、p.270 (問 17 肢 2)

【変更前】 … (軽車両を除く。) …

↓

【変更後】 … (特定小型原動機付自転車等を除く。) …

■正答・解説 p.8 (令和 3 年度 CBT 問 15 肢 3)、p.52 (令和 2 年度第 1 回問 14 肢 3)

【変更前】 … (軽車両を除く。) …

↓

【変更後】 … (特定小型原動機付自転車等を除く。) …

※「特定小型原動機付自転車」とは、一定出力以下の電動キックボードなどが該当します。

一定の出力以上の原動機が付いているものが「一般原動機付自転車」であり、これら 2 つを合わせたものが「原動機付自転車」となります。

■問題 p.168 (令和元年度第 1 回問 17 肢 4)、p.269 (平成 29 年度第 2 回問 16 肢 1)

【変更前】 …身体障害者用の車椅子…車椅子の通行を…

↓

【変更後】 …身体障害者用の車…車の通行を…

■正答・解説 p.69 (令和元年度第 1 回問 17 肢 4)、  
p.113 (平成 29 年度第 2 回問 16 肢 1)

【変更前】 …身体障害者用の車椅子…

↓

【変更後】 …身体障害者用の車…

■正答・解説 p.84 (平成 30 年度第 2 回問 17 肢 2)

【変更前】…第 118 条第 1 項第 2 号…

↓

【変更後】…第 118 条第 1 項第 4 号…